記載例Ⓑ

令和８年12月年末調整用

与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

収入金額とは・・・　社会保険料や所得税、住民税などが控除される前の総支給額（非課税分を除く）
所得金額とは・・・　給与などの収入金額に応じて必要経費相当額として定められた「給与所得控除額」を収入金額から差し引いた金額。
（年金の場合は収入金額から「公的年金等の所得控除額」を控除した金額）
よって　「所得金額」＝「収入金額」－「必要経費」　となります。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	5,500,000 円	(注) 3,960,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）			3,960,000 円

○ 控除額の計算 (a)

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

(b) 判定				
☑	489万円以下			104万円
☐	489万円超	655万円以下	(A)	67万円
☐	655万円超	900万円以下		62万円
☐	900万円超	950万円以下	(B)	
☐	950万円超	1,000万円以下	(C)	
☐	1,000万円超	2,350万円以下		
☐	2,350万円超	2,400万円以下		48万円
☐	2,400万円超	2,450万円以下		32万円
☐	2,450万円超	2,500万円以下		16万円

(d) 区分Ⅰ：A（左のA～Cを記載）

(c) 基礎控除の額：1,040,000 円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

（フリガナ）配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
タナカ　ヨウコ 田中　洋子	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	明・大・(昭)・平 52年11月16日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	1,100,000 円	(注) 360,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）			360,000 円

(e) 判定

			区分
☐	62万円以下かつ年齢70歳以上（昭32.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①) 配偶者控除	Ⅱ
☑	62万円以下かつ年齢70歳未満	(②)	(f) ②（左の①～④を記載）
☐	62万円超95万円以下	(③) 配偶者特別控除	
☐	95万円超133万円以下	(④)	

○ 控除額の計算 (g)

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」）							
					95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除	配偶者特別控除									

(h) 配偶者控除の額：380,000 円

(h) 配偶者特別控除の額：　円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等　(注)「特定親族」に該当するかは、裏面の３－１の(1)をご確認ください。

	（フリガナ）特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日（平16.1.2生～平20.1.1生）	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 / 生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1	タナカ　ショウヘイ 田中　祥平	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	子	平成 17年10月15日			700,000 円	(j) 630,000 円
2				平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算 (i)

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

(k) 要件（注1）

☐	あなた自身が特別障害者（注2）	（右の★欄のみを記載）
☐	同一生計配偶者（注2）が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
☐	扶養親族（注2）が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
☑	扶養親族が年齢23歳未満（平16.1.2以後生）	（右の☆欄のみを記載）

☆扶養親族等

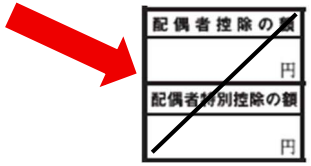
(l) （フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名：タナカ　コタロウ　田中　虎太郎

左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	左記の者のあなたとの続柄	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額
6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	明・大・昭・平・(令) 5年9月11日	子	0 円
あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所			

★特別障害者：特別障害者に該当する事実　☐ 扶養控除等申告書のとおり

（注）１「要件」欄の２以上の項目に該当する場合は、いずれか１つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
２「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の４－１の(4)をご確認ください。

【基･配･特･所控除申告書】各項目解説（記載が必要になる条件）

名称	解説
給与所得者の基礎控除申告書(上段左)	本人の所得金額が 2,500 万円以下の場合記入必須 ①あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算※右図「給与所得金額算出表」及び「公的年金等の所得控除額」参照 ②①で計算した合計額をもとに、「控除額の計算」の表(a)の「判定」欄(b)で該当する□に✓を付け判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」(c)欄へ記載 ③判定結果が A～C までに該当する場合は「区分Ⅰ」(ｄ)に記載
給与所得者の配偶者控除等申告書(上段右)	配偶者を有しており、配偶者の所得金額が 133 万円以下の場合記入必須 ①配偶者の氏名、生年月日、マイナンバーを記載 ②配偶者の所得見積額を計算※右図「給与所得金額算出表」及び「公的年金等の所得控除額」参照 ③②で計算した合計額及び生年月日を基に「判定」欄(ｅ)の該当する□に✓を付け①～④までの判定結果を「区分Ⅱ」(ｆ)へ記載 ④「控除額の計算」の表(ｇ)に「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」の結果を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求める ⑤④により求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄(ｈ)へ記載※所得金額が 133 万円超の場合は、必ず(h)に斜線／を引く 
給与所得者の特定親族特別控除申告書(中段)	19 歳以上 23 歳以下(H16.1.2～H20.1.1 生)の親族で、合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下である人を有する場合記入必須 ①特定親族の所得見積額の計算※右図「給与所得金額算出表」参照 ②①で計算した金額を「控除額の計算」の表(ｉ)に当てはめ対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄(ｊ)へ記載
所得金額調整控除申告書(下段)	収入金額が 850 万円を超える人で、本人･配偶者･扶養親族のいずれかが特別障害者に該当する場合、又は 23 歳未満の扶養親族を有する場合記入必須 ①該当する要件の□に✓を付ける(ｋ) ②扶養親族が 23 歳未満に該当する場合は「扶養親族等」の欄も記載(ｌ)

●所得 62 万円以下になる収入金額の例
【給与所得のみの人】収入金額が 136 万円以下
【公的年金のみの人で 65 歳未満】収入金額が 122 万円以下
【公的年金のみの人で 65 歳以上】収入金額が 172 万円以下

【給与所得金額算出表】国税庁 HP より抜粋

給与の収入金額				円	A
給与の収入金額　A		給与所得の金額			
1円以上	740,999円以下			0 円	
741,000円以上	2,190,999円以下	A－740,000 円			円
2,191,000円以上	2,192,999円以下			1,451,000 円	
2,193,000円以上	2,195,999円以下			1,453,000 円	
2,196,000円以上	2,199,999円以上			1,456,000 円	
2,200,000円以上	3,599,999円以下	A÷4(千円未満切捨て)＝B	B	B×2.8－80,000 円	
		,000 円			円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A÷4(千円未満切捨て)＝B	B	B×3.2－440,000 円	
		,000 円			円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	(A)×90%－1,100,000 円			円
8,500,000円以上		(A)－1,950,000 円			円

【公的年金等の所得控除額】

①65 歳以上

公的年金等の収入金額 A		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超	410万円以下	A×25%＋27万5,000円	A×25%＋17万5,000円	A×25%＋7万5,000円
410万円超	770万円以下	A×15%＋68万5,000円	A×15%＋58万5,000円	A×15%＋48万5,000円
770万円超	1,000万円以下	A×5%＋145万5,000円	A×5%＋135万5,000円	A×5%＋125万5,000円
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

②65 歳未満

公的年金等の収入金額 A		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超	410万円以下	A×25%＋27万5,000円	A×25%＋17万5,000円	A×25%＋7万5,000円
410万円超	770万円以下	A×15%＋68万5,000円	A×15%＋58万5,000円	A×15%＋48万5,000円
770万円超	1,000万円以下	A×5%＋145万5,000円	A×5%＋135万5,000円	A×5%＋125万5,000円
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万 5,000円